

別紙 3

(※) 本検討は、以下の法・令・規則に基づき検討を行った。
個人情報保護法 (法) / 個人情報保護法施行令 (令) / 個人情報保護法施行規則 (規則) / 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (ガイドライン) / 損害保険会社に係る個人情報保護指針[2025. 9. 18 損保協会策定] (協会指針)

適切な同意取得の内容及び方法に関して最低限必要なポイントを以下に整理した。

- 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供するときには、原則として、本人の**事前同意**を取り付けることが義務づけられている。
- 原則として、**書面で同意**を得る必要がある。
- 同意の内容としては、以下の項目を含めることが必要である
 - ① 個人データの**提供先の第三者**
 - ② 提供先の第三者における**利用目的**
 - ③ 第三者に提供される**個人データの項目**を示す必要がある。
- 同意取得時には、**本人の意思が明確に反映できる方法**により確認を行うことが望ましい。
(補足) 文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区別され、本人に理解されること又はあらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等が考えられる。

事故データ等の情報を提供された組織（行政機関等）は、最低限、以下の点を順守する必要がある。

- 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）では「求められる**安全管理措置**の内容は、事務や業務の規模・性質、情報の取扱状況（量や性質）、媒体の性質、そして万が一漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさなどのリスクに応じて、必要かつ適切なものでなければならない」とされている。
- **安全管理措置**としては、**組織的安全管理措置**、**人的安全管理措置**、**物理的安全管理措置**、**技術的安全管理措置**及び**外的環境の把握**（※）が求められる。
- 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が当該委託業務を行う場合には、行政機関等と同様の安全管理措置を講じる義務がある。
- 個人情報保護法において、個人データの第三者提供を受けた第三者は、個人データを取得したものと扱われる、とされている。

（※）具体的な安全管理措置については、最小限のものを示すものとして、「（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において定められている。

個人情報・プライバシー保護を順守するのに最低限必要なデータ加工に関するポイントを以下に整理した。

1. 「特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、**特定の個人を識別することができないよう加工しなければならないとされる**」とされている(※)。
2. 匿名加工情報の作成の際、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を**復元することができないようにすることが求められている**(個人情報保護法第43条)。
3. 加工の例として、以下が示されている(※)。

調査項目	情報の種類	加工方法
人に関する調査	事故当事者(運転者、同乗者、歩行者など)の 氏名、住所、生年月日、連絡先等 の情報	氏名：削除する。 住所：削除又は〇〇県△△市に置き換える。 生年月日：削除又は日を削除し、年月に置き換える。後記ウの観点から、年齢で特定される可能性がある場合には、年齢を「20代」のように置き換える。 連絡先：削除する。
車両に関する調査	ドライブレコーダーに記録されている事故当事者(運転者、同乗者、歩行者など)の 顔画像ナンバープレート に記載された車両番号	削除する。

(※) 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け) P. 346～参照

4. 単体の情報では個人を特定できなくても、個人情報取り扱い主体が有する他の情報と照らし合わせることで容易に特定の個人を識別できる状態を「容易照合性」といい、この状態にあるデータは法的な「個人情報」として厳格な保護対象となることに注意する必要がある。
5. 一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがあるものであるため、匿名加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

調査項目	情報の種類	加工方法
人に関する調査	既往症、服薬状況、居住状況	極めて珍しい既往症や特殊な世帯に関する情報を削除する。
事故に関する調査	発生日時、場所、現場写真、ドライブレコーダ映像	発生日時：削除又は年月に置き換える。 場所：削除又は〇〇県△△市に置き換える。
傷害に関する調査	負傷部位、負傷程度、死亡原因、損傷主部位、手術・入院の有無等	極めて珍しい傷害などの場合には削除又は抽象的な記載に置き換える。

6. プライバシーの保護の観点からは、本人が特定できない情報であっても、要保護性の高い情報については公表の必要性を慎重に検討すべきである。

調査項目	情報の種類	加工方法
人に関する調査	心身状態、既往症、服薬状況	病歴や個人の内面に關わる情報など、プライバシー性の高い情報は公開の必要性を慎重に検討する。
傷害に関する調査	負傷部位、負傷程度、死亡原因、損傷主部位、手術・入院の有無等	詳細な負傷部位や程度、死亡原因等の記載は公開の必要性を慎重に検討する。